

Weekly Report

第386号
平成28年11月28日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

「支払督促」を利用した売掛金の回収

◆売掛金の回収・管理を徹底

事業継承には、売掛金の回収・管理が重要です。

売り上げを伸ばしても、売掛金を回収するまでの期間が長くなれば、仕入先などへの支払が厳しくなるため資金繰りが悪化し、最悪の場合は黒字倒産に繋がります。また、売掛金を回収できなければ、商品の代金だけではなく、売るまでに費やしたコストも損失となるため、損失を取り戻すには同じ商品を何倍も売る必要があります。

支払いが滞っている取引先がある場合には、まず話し合いで原因を把握し、状況に応じて解決を図ることが大切ですが、支払う意思がみられない場合は、法的手段も検討します。

◆書類審査のみで手続きできる「支払督促」

法的手段のうち簡易裁判所の「支払督促」は、売掛金の未払いや家賃の滞納などの金銭の紛争に対して書類審査のみで行える手続きで、申立人の申立て滯のみに基づいて裁判所記官が相手

方に金銭の支払いを命じる制度です。

支払督促の申立ては、申立書に必要事項を記入し、手数料などを添えて、相手方の住所地の簡易裁判所に提出すれば済むため、訴訟などのように裁判所に出向いたり、証拠を提出する必要がありません。

なお、支払督促を行っても相手方が金銭を支払わず、異議申立てもしない場合、申立人は強制執行を申し立てることができます。一方、相手方が支払督促に納得できず異議申立てをした場合は、民事訴訟の手続きに移行します。

★11月30日(水)は、所得税予定納税第2期分の納付期限。振替納税の方は預貯金残高の確認を。

年内に経営力向上計画の認定を受ける場合

中小事業者等が人材育成や設備投資など経営力向上のための取組を記載した「経営力向上計画」を事業所所轄大臣に申請し認定を受けることで、計画に基づき取得した一定の機械装置の固定資産税を3年間、1/2に軽減する措置が適用できます(機械装置取得後の計画申請も可能)。

ただし、固定資産税の賦課期日は毎年1月1日となるため、機械装置を取得した年内に計画の認定を受けられない場合には、固定資産税の軽減期間が2年間となります。

計画申請から認定まで通常30日程度かかりますので、12月に入ってから申請は年内に認定が受けられない可能性があるため注意が必要です。

☆☆☆12月のチェックポイント☆☆☆

※年末調整事務に必要な「扶養控除等(異動)申告書」「保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」および各種所得控除を受けるための証明書類を各社員から提出してもらいます。

※年末商戦・賞与・納期の特例の源泉所得税・諸経費などを加味した資金繰りを再確認し、借入が必要ななら早めに取引金融機関と折衝します。

※インフルエンザが全国的な流行期に入りましたので、手洗いやマスク、加湿器などで室内を適度な湿度にするなど、感染予防を徹底します。